東京医科歯科大学病院規則

（平成１６年４月１日
規則第１０６号）

（趣旨）
第１条　東京医科歯科大学病院（以下「本院」という。）は、患者の診療を通じて医学及び歯学の教育と研究を行うところとする。
２　本院の組織については、法令等及び国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程　（平成１６年規程第１号。以下「組織運営規程」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（病院長）
第２条　組織運営規程第２０条第２項に定める本院の病院長は、学長及び理事の命に基づき本院の管理運営をつかさどり職員を統括する。
２　病院長の選考及び任期については、別に定める。
３　病院長は、次の権限を有する。
副病院長、病院長補佐、第５条に定める組織の長、東京医科歯科大学病院の院内組織に関する細則（平成１６年４月１日制定）第５条に規定する各診療科の長の任命及び解任に関すること。ただし、看護部及び医療技術職員の役職に関する要項（平成２　５年８月１日制定）に基づき役職が付されている医療技術職員については除く。
病院予算の執行に関すること。
病院の診療許可に関すること。

（副病院長）
第３条　本院に、副病院長を置く。
２　副病院長は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
大学院医歯学総合研究科医学系教授会構成員である教授　若干名
歯学部教授会構成員である教授　若干名
その他病院長が必要と認める者 若干名
３　副病院長の職務については、別に定める。
４　副病院長の選考及び任期については、別に定める。

（病院長補佐）
第４条　本院に、病院長補佐を置く。
２　病院長補佐に関し、必要な事項は、別に定める。

（構成）
第５条　本院に、医系診療部門、歯系診療部門、基盤診療部門、診療管理部門、保険医療管理部、医療安全管理部、感染制御部、臨床研究監視室、臨床研究中核病院設置準備室、看護部及び事務部を置く。
２　医系診療部門は、次のとおりとする。
内科系診療領域、外科系診療領域、感覚・皮膚・運動機能診療領域、小児・周産・女性診療領域、脳・神経・精神診療領域、放射線診療領域、特殊診療領域
３　歯系診療部門は、次のとおりとする。
口腔育成系診療領域、口腔維持系診療領域、口腔機能系診療領域、口腔外科系診療領域、歯科麻酔・歯科心身診療領域、口腔放射線診療領域、歯科総合診療領域
４　基盤診療部門として、次の部及びセンター等を置く。
薬剤部　、検査部、手術部、放射線部、リハビリテーション部　、集中治療部、材料部、

病理部、救命救急センター、血液浄化療法部、ME センター、不整脈センター、快眠センター、スポーツ医学診療センター、難病診療部、がん先端治療部、臨床栄養部、長寿・健康人生推進センター、低侵襲医療センター、輸血・細胞治療センター、メンタルヘルス・リエゾンセンター、歯科技工部、歯科衛生保健部、先端歯科診療センター、オーラルヘルスセンター、リプロダクションセンター、緩和ケアチーム、栄養サポートチーム、認知症ケアチーム、術後疼痛管理チーム

５　診療管理部門として、次の部およびセンター等を置く。

医療情報部、医療連携支援センター、総合教育研修センター、臨床試験管理センター、クオリティ・マネジメント・センター、国際医療部、災害危機管理部、ベッドコントロールセンター

６　第１項から前項に定める各組織に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第６条　本院の事務は、病院事務部において処理する。

（病院運営会議）

第７条　本院に、病院の運営に関する重要事項を審議するために、病院運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

２　運営会議についての必要事項は、細則で別に定める。

（委員会）

第８条　本院に、病院長の諮問に応ずるため必要な委員会を置くことができる。　２　当該委員会についての必要事項は、細則で別に定める。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長の承認を得て病院長が別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年１２月２１日規則第２５号）

この規則は、平成１８年１月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月６日規則第３号）抄

（施行期日）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年１月２０日規則第５号）

この規則は、平成２３年２月１日から施行する。

附　則（平成２３年４月１５日規則第５３号）

この規則は、平成２３年４月１５日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。附　則（平成２３年１０月２８日規則第９８号）

この規則は、平成２３年１０月２８日から施行し、平成２３年１０月１日から適用する。

附　則（平成２４年３月３０日規則第５４号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年７月１３日規則第８１号）

この規則は、平成２４年７月１３日から施行し、平成２４年７月１日から適用する。

附　則（平成２４年１１月２９日規則第１０３号）

この規則は、平成２４年１１月２９日から施行し、平成２４年１１月１日から適用する。

附 則（平成２５年５月２３日規則第６８号）

この規則は、平成２５年５月２３日から施行し、平成２５年５月１日から適用する。

附 則（平成２５年１０月３１日規則第９９号）

この規則は、平成２５年１０月３１日に施行し、平成２５年１０月１日から適用する。

附 則（平成２６年２月３日規則第４号）

この規則は、平成２６年４月１日に施行する。

附 則（平成２６年３月３１日規則第１８号）

この規則は、平成２６年４月１日に施行する。

附 則（平成２６年６月１９日規則第４５号）

この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する。

附 則（平成２６年１２月２６日規則第１４４号）

この規則は、平成２７年１月１日に施行する。

附 則（平成２７年４月１日規則第９０号）

この規則は、平成２７年４月１日に施行する。

附 則（平成２７年６月１日規則第１３９号）

この規則は、平成２７年６月１日に施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則（平成２７年６月２５日規則第１４９号）

この規則は、平成２７年７月１日に施行する。

附 則（平成２７年７月３１日規則第１６０号）

この規則は、平成２７年８月１日に施行する。

附 則（平成２９年６月１日規則第８４号）

この規則は、平成２９年６月１日に施行する。

附 則（平成２９年１１月６日規則第１２４号）

この規則は、平成２９年１１月６日から施行し、平成２９年１１月１日から適用する。

附 則（平成３０年５月８日規則第３３号）

この規則は、平成３０年５月８日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年９月２０日規則第８６号）

この規則は、平成３０年９月２０日から施行し、平成３０年９月１日から適用する。

附 則（平成３０年１０月２６日規則第１０３号）

この規則は、平成３０年１１月１日から施行する。

附 則（令和元年８月２０日規則第８２号）

この規則は、令和元年８月２０日から施行し、令和元年８月１日から適用する。

附 則（令和２年１０月２日規則第１０１号）

この規則は、令和２年１０月２日から施行し、令和２年９月１７日から適用する。ただし、第５条第３項のベッドコントロールセンターの規定については、令和２年７月１５日から適用する。

附　則（令和２年１０月２３日規則第１０８号）

この規則は、令和２年１０月２３日から施行し、令和２年７月１日から適用する。

附 則（令和３年４月８日規則第４８号）

１ この規則は、令和３年４月８日から施行し、令和３年４月１日から適用する。ただし、第５条第３項のメンタルヘルス・リエゾンセンターの規定については、令和 ３年３月１日から適用する。

２ 東京医科歯科大学医学部附属病院総合診療部規則（平成１６年規則１２１号）は廃止する。

附 則（令和３年９月３０日規則第９４号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則（令和３年１２月１４日規則第１４０号）

この規則は、令和４年１月１日から施行する。

附　則（令和４年１２月２６日規則第１７７号）
この規則は、令和４年１２月２６日から施行し、令和４年１１月１日から適用する。
附 則（令和５年４月２８日規則第８０号）
この規則は、令和５年４月２８日から施行し、令和５年４月１日から適用する。
附 則（令和５年６月２９日規則第８１号）
この規則は、令和５年６月２９日から施行し、令和５年５月８日から適用する。
附 則（令和５年１０月２４日規則第１１１号）
この規則は、令和５年１０月２４日から施行し、令和５年１０月１日から適用する。
附 則（令和６年３月２７日規則第２６号）
この規則は、令和６年４月１日から施行する。